経営継承の引き継ぎ計画　（記入例）

　山田 太郎（以下「現経営者」という。）から山田 一郎（以下「後継者」という。）への経営の継承について、引き継ぐものと引き継ぎ方を次のとおり整理する。継承の予定日は2031年8月1日とする。

1　経営権

継承の日に、現経営者は廃業届を出し、後継者は開業届などを出す。青色申告の手続きも税務署・税理士に確認する。現経営者は継承の後も農業に従事する。

2　モノ（農地・機械・施設）

- 農地　所有地（4ha、現経営者の名義）は使用貸借で後継者へ移す。借入地（3ha）は、貸し手と相談して後継者が契約を結び直す。貸し手へのあいさつには現経営者が同行する。
- 機械　トラクター・コンバインは、親族間では貸し借りでなく贈与か売買で移すのが原則なので、方法と時期を税理士と決める。
- 施設　補助事業で導入したハウスは処分制限期間中なので、譲渡・貸付けの前に補助事業の窓口に財産処分の扱いと補助金返還の有無を確認する。

3　お金（借入金・保証・共済）

制度資金の借入残高が現経営者の名義で残っている。金融機関に継承の予定を伝え、名義や保証の扱いを相談する。

園芸施設共済・農機具共済の契約者を、JA・農業共済組合で後継者に変更する。

4　技術・情報

作型ごとの栽培の段取りとコツは現経営者の頭の中と手帳にしかないので、1〜3年目は1年を通じて一緒に作業し、作業ごとに記録を残す。

　引き継ぐ作業と技術は、後ろの「技術・作業の引き継ぎ」の表に書いていく。

5　顧客

JA出荷と直売所の登録、契約販売先との取引は現経営者の名前で行っている。2年後から商談・納品に同行して紹介してもらい、登録の名義を変える。

6　人（地域の役・水利・集落の付き合い）

地域の役・水利・集落の付き合いは現経営者が担当している。3年後から会合に同行し、役を少しずつ交代する。

7　引き継ぎの日程

引き継ぐもの	相談・手続き先	予定時期	完了日
経営主の立場（開業・廃業）	税務署・税理士	5年後8月	
農地（所有 4ha・借入 3ha）	農業委員会・農地中間管理機構	5年後8月	
トラクター・コンバイン	税理士	5年後8月	
ハウス（補助事業で導入）	補助事業の窓口（市町村など）	3年後	
借入金・保証	金融機関	4年後	
共済・保険	JA・農業共済組合	5年後8月	
栽培の段取りとコツ		1〜3年目	
JA・直売所の登録、契約販売先	JA・直売所・取引先	2年後から	
地域の役・水利	集落・土地改良区	3年後から	

2026年8月1日

現経営者 山田 太郎

後継者 山田 一郎

技術・作業の引き継ぎ

作物・作型 ミニトマト（促成）　教える人 山田 太郎　引き継ぐ人 山田 一郎

作業・技術	時期	今のやり方・判断の目安・コツ	記録・資料の場所	習得の段階（見た・一緒にした・任せた）
定植	9月上旬	根鉢に白い根が回った苗を植える。活着するまでは朝夕にかん水する	作業日誌（2025年）	一緒にした
わき芽かき	10月〜	晴れた日の午前中に、指で折れる大きさのうちにかく		任せた

引き継ぎに必要な書類・情報の確認

書類・情報	有無	保管場所	名義	備考
決算書・確定申告書の控え（3年分）	有	事務所の書棚	山田 太郎	税理士も控えを保管
固定資産（機械・施設）の一覧と減価償却の明細	有	事務所の書棚	山田 太郎	決算書に綴じている
農地の所有・貸し借りがわかるもの	有	金庫	山田 太郎	借入地3haの契約書を含む
機械・施設のリース契約	無	—	—	
借入金の契約と残高、保証の内容	有	金庫	山田 太郎	制度資金の償還予定表あり
補助事業で導入した機械・施設の一覧（処分制限期間）	有	事務所の書棚	山田 太郎	ハウスは処分制限期間中
共済・保険の証書	有	金庫	山田 太郎	継承の日に契約者を変更
販売先との契約書・取引の登録	有	事務所の書棚	山田 太郎	契約販売先1社・JA・直売所
資材の購入先・取引口座	一部	手帳	山田 太郎	一覧に書き出す（1年目）
認定・認証の書類（認定農業者、GAP、有機JAS など）	有	事務所の書棚	山田 太郎	認定農業者
作業日誌・栽培記録・防除記録	有	事務所の書棚	—	2025年から。手帳の分も書き写す
各種サービスのID・連絡先の一覧	無	—	—	一覧を作る（1年目）

書類・情報	有無	保管場所	名義	備考

ミノリス（minorisu.com）